

京都市消防局訓令乙第5号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防職員の服装に関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月30日

京都市消防局長 山内 博貴

別表第1中事務服の項を削る。

別表第2中事務服の項を削り、同表備考中「10月1日」を「11月1日」に、「5月31日」を「4月30日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防職員の服装に関する規程による事務服は、当分の間、なお従前の服制及び着用基準によることができる。

(消防局総務部人事課)